

# 保育所（園）・幼稚園の入所（園）について

## 保育所（園）

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。  
(児童福祉法第39条)

保護者のいずれもが保育の事由に該当する場合であって、子どもを保育することが必要な場合です。

保育所（園）・認定こども園	2号（保育園 3～5歳児） 3号（保育園 0～2歳児）
小規模保育園・家庭的保育園	3号（保育園 0～2歳児）

## 利用申込書配付・受付

- ・申込書配付（一次調整）  
9月上旬～10月中旬  
※第一希望の保育施設（日・祝日除く）10:00～16:00  
（保育施設により、時間は異なる場合があります。）  
※令和7年4月1日からの利用調整を希望する場合（一次調整）は、「大阪市行政のオンラインシステム」から、新規登録を行い、9月の予約開始日から保育申込までに、申込日時予約が必要です。

- ・申込書受付期間  
10月上旬～10月中旬  
※区役所（会議室）（土日・祝日を除く）  
9:30～16:30（11:30～13:30は除く）  
申込みは、お住まいの区の区役所へ提出。  
（一次調整の結果、利用者数が施設等の受入可能数に満たなかった場合は、二次調整を行います。）

詳しくは、区役所（2階25番）  
保健福祉課 保育担当へお問い合わせください。  
06-4809-9851

## 【6年度途中入所】

なお、年度途中の保育利用を希望する場合は、利用開始希望月の前月の5日（閉庁日の場合は翌開庁日）までにお申込みください。  
（例：5月からの保育利用を希望する場合は、4月5日までにお申込みください。）

途中入所の利用申込書は、区役所2階・出張所2階にあります。  
申込書は、大阪市のホームページよりダウンロードも可能です！！

※2024年（令和6年）4月の時点の内容です。  
2025年4月の申込情報は、2024年9月に区の広報紙・ホームページに掲載される予定です。詳細をご確認ください。

## 企業主導型保育

直接施設への申込みとなります！！各施設へお問い合わせください。

子育て情報MAP（令和5年11月発行）に、地図と園名・連絡先が掲載されています。



## 幼稚園

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。  
(学校教育法第22条)

働いているかいないかに関わらず申込みをすることができます。

私立幼稚園	新1号（幼稚園 3～5歳児）
認定こども園	1号（幼稚園 3～5歳児）

## 幼稚園 願書配布・受付

- ・願書配布  
9月初め～  
幼稚園にて配布。  
（各園で9月に行われる入園説明会に、参加された方は、資料の中に願書が同封されています。）
- ・願書受付  
10月初め  
各園によって受付方法がことなります。  
願書配布時の資料に詳細が記載されていますので、日程・時間などを必ずご確認ください。  
※幼稚園へ入園を希望される方は、各幼稚園への申込みとなります。

詳しくは、各幼稚園へ直接お問い合わせください。

東淀川区区内には、公立の幼稚園はありません。  
※標準4時間の教育時間外も、延長保育があります。

## 申込前に必ず見学に行ってみよう！！

お子さんがどのような園生活を送るのかな？  
保育料以外の諸費用、実際の通う時間、持ち物、活動内容等、施設によって異なります。  
希望施設へ事前に連絡をし日程調整のうえ、

## 利用したい施設や場所を知ろう！！

施設の機能・役割を理解したうえで申込みをしましょう。通勤経路や自宅から通える施設であることなど、ご家庭にあった施設を考えてみましょう。

※見学が困難な場合・質問がある場合は各施設へ、問い合わせをしてみましょう。

